

令和7年度名簿定期受付
建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き
～県外本店建設業者用～
(令和6年9月)



福岡県建築都市部建築指導課

令和7年度名簿定期申請の変更点（県外本店建設業者）

令和7年度名簿定期申請では、申請方法を大きく変更しましたので、変更点をご確認の上、遺漏のないよう手続きを行ってください。

1 申請方法の変更（P.5 参照）

入札参加資格審査申請書は、「ふくおか電子申請サービス」から提出することとしました。従来の「入札情報サービスシステム」での入札参加申請の受付は行いません。

※ 「ふくおか電子申請サービス」は、「入札情報サービスシステム」とは別のシステムであり、申請の受付のみを行うものです。電子入札等はこれまでどおり「入札情報サービスシステム」で行われます。

2 申請受付期間の拡大（P.1 参照）

令和7年度名簿定期申請では、申請受付期間を令和6年9月2日から令和7年2月10日までとします。これまでは、1月20日から2月10日まででしたが、拡大しました。

※ 申請期限は延長する可能性があります。

3 提出先の変更（P.6 参照）

添付書類を郵送で提出する場合は、以下の宛先に送付してください。

〒812-0044

福岡市博多区千代1-20-31千代合同庁舎2階

経審・入札審査室 宛

TEL：092-292-5728

4 別紙様式・添付書類の見直し（P.10 参照）

昨年度まで別紙様式・添付書類として提出を求めていた以下の資料については、令和7年度名簿定期申請から提出不要とします。

- 建設業許可通知書……………提出不要
- 様式「営業所一覧表」……………提出不要
- 様式「申立書」……………廃止（申請書に統合）
- 様式「主要取引金融機関名」……………廃止
- 様式「社会保険等加入状況報告書」……………廃止（申請書に統合）
- 社会保険加入に係る領収書等……………提出不要
- 様式「個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書」……………廃止（申請書に統合）
- 様式「障がい者雇用状況に関する添付書類提出表」……………廃止

5 「変更届」のオンライン申請の導入（P.7 参照）

入札参加資格者名簿の内容に変更が生じたときの「変更届」について、紙の様式の提出に加え、オンライン申請を追加しました。

目次

建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き

1	令和7年度名簿定期受付について.....	1
2	令和7年度名簿の掲載について.....	1
3	申請の受付期間.....	1
4	対象者.....	1
5	経営事項審査について（重要）.....	2
6	登録営業所について.....	2
7	所管県土整備事務所・所轄について.....	3
8	指名希望業種について（重要）.....	3
9	等級別格付けについて.....	4
10	申請書の提出方法（重要）.....	5
11	添付書類の提出方法（重要）.....	6
12	審査完了の連絡等について.....	6
13	申請・審査完了後の変更等について.....	7
14	よくある質問.....	8
15	お問い合わせ先.....	8

別紙資料

別紙1	添付書類一覧表（県外本店建設業者）.....	10
別紙2	添付書類の郵送提出の方法.....	13
別紙3	建設業法に規定する業種、その内容と例示.....	15
別紙4	県土整備事務所・所轄一覧表.....	17
別紙5	競争入札参加資格に係る福岡県告示.....	19
別紙6	業者等級別格付及び発注基準表.....	20

1 令和7年度名簿定期受付について

福岡県が発注する建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格の審査を行い、令和7年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「令和7年度名簿」といいます。）を作成しますので、申請を希望される方は、この「手引き」及び各種資料に従って書類を作成し、提出してください。

この「手引き」では、県外本店建設業者の申請方法等についてご案内します。

県外本店建設業者とは

- ・他の都道府県知事許可業者
- ・県外本店大臣許可業者（国土交通大臣許可業者で、主たる営業所が福岡県外に所在する者）

2 令和7年度名簿の掲載について

有効期間

令和7年（2025年）5月1日（木）から令和8年（2026年）4月30日（木）まで

令和7年度名簿の掲載先

入札情報サービスシステム

https://www.choutatsu-ppi.pref.fukuoka.lg.jp/DENTYO/P1025_10

3 申請の受付期間

令和6年（2024年）9月2日（月）から令和7年（2025年）2月10日（月）まで（予定）

※添付書類の到着も含めて必着（消印有効ではありません）

4 対象者

経営事項審査の審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの結果通知書を有する建設業者で、福岡県が定める「競争入札に参加することができない者」に該当しない者。

※令和7年3月末までに経営事項審査の結果通知書の交付を受けていない場合は、格付けの基礎となる客観点数が不明であることから、令和7年度名簿に登載されません。

⇒別紙5 [競争入札参加資格に係る福岡県告示](#)

5 経営事項審査について（重要）

経営事項審査の審査基準日

令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日までを審査基準日とする経営事項審査（経審）の結果通知書等が必要です。

経営事項審査の結果通知書等について

経審結果通知書の写し

基本的には、経営事項審査結果通知書を受領後、速やかに入札参加申請を行ってください。

経審申請書の各種様式の写し（副本）

入札参加申請の締切日が近いときなどは、結果通知書が到着していなくても、経営事項審査の申請書の写し（受付されているものに限ります。）を提出すればよいこととします。

次の様式の写し（県知事許可業者の場合、受付印が押印されたもの。）の一式を添付してください。

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14）、②工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）、③技術職員名簿（別紙二）、④その他の審査項目（別紙三）

※経審のオンライン申請をした場合は、上記に対応する部分の写しを添付してください。

※令和7年3月末までに経営事項審査の結果通知書の交付を受けていない場合は、格付けの基礎となる客観点数が不明であることから、令和7年度名簿に登載されません。

6 登録営業所について

登録営業所とは、福岡県と取引をする営業所のことを言います。

他の都道府県知事許可業者

本店が登録営業所になります。

国土交通大臣許可業者（県外本店）

福岡県内に支店がない場合

本店が登録営業所になります。

福岡県内に支店がある場合

支店を登録営業所とするか、本店を登録営業所とするか選択できます。

7 所管県土整備事務所・所轄について

登録営業所の所在地に対応する、「県土整備事務所」「所轄」が登録されます。
別紙により県土整備事務所・所轄を確認・把握してください。

※支店登録を行う大臣業者は、支店の所在地により「県土整備事務所」「所轄」が登録されます。
その他の県外業者は、全て「県外」として登録されます。

⇒別紙4 県土整備事務所・所轄一覧表

8 指名希望業種について（重要）

福岡県が登録を受け付ける工事の種類は、建設業法に規定する 29 業種に対応しています。

⇒別紙3 建設業法に規定する業種、その内容と例示

指名希望業種の要件

- ・登録営業所が許可を有する業種であること
- ・経営事項審査を受けていること

※申請の要件を満たしている業種が指名希望業種として申請されていなかったとしても、県からは確認の連絡はしませんので、ご了承ください。

〈例〉登録営業所と指名希望業種の関係のイメージ

(株) サンプル建設の状況	(土)	(建)	(電)	(管)	(機)	(解)
本店（東京都内）の許可業種	○	○	○	○		○
支店（福岡県内）の許可業種			○		○	
経審の受審状況		受審		受審	受審	

本店（東京都内）を登録営業所にする場合

本店が許可を有する業種のうち、(建) (管) が経営事項審査を受審しているため、この2業種を指名希望業種として申請可能です。

支店（福岡県内）を登録営業所にする場合

(建) (管) (機) が経営事項審査を受審していますが、支店は(電) (機) しか許可を有していないため、(機) のみ指名希望業種として申請可能です。

9 等級別格付けについて

入札参加資格審査申請の審査の結果は、総合的な判定数値を算定され、等級別の格付けを行います。詳しくは、参考資料4「福岡県建設工事競争入札参加者の格付け及び選定要綱」をご覧ください。

総合的な判定数値の算定

客観点数

経営事項審査の総合評定値（P）

主観点数

技術評価項目

令和7年1月31日以前の2年間に完成届が提出された工事の総合評定の点数の平均点について、別に定める基準表により算出して得た数値。

地域貢献活動評価項目（登録営業所が福岡県内の場合のみ加点対象となります）

地域貢献活動評価項目の合計点（上限100点）。

その他評価項目

指名停止がなされた業者は、指名停止の期間に応じて減点されます。

等級別格付け

総合的な判定数値（客観点数＋主観点数）に応じ、次のとおり等級別に格付けされ、各等級に対応する工事について入札に参加できます。

- ア 土木一式工事については、A等級からD等級まで
- イ 建築一式工事については、Aa等級からD等級まで
- ウ 舗装工事については、A等級からC等級まで
- エ 電気工事及び管工事については、A等級からD等級まで
- オ その他の専門工事については、A等級からD等級まで

⇒別紙6 [業者等級別格付け及び発注基準表](#)

例：土木一式工事を希望する業者の例

客観点数（経審総合評定値：P） 700点	+	主観点数（技術評価） 23点	総合数値 = 748点 ⇒等級B
		主観点数（地域貢献） 25点	

10 申請書の提出方法（重要）

申請書（オンライン申請の入力フォーム）

申請ページ内の説明をよく読み、入力してください。

⇒参考資料1 ふくおか電子申請サービス申請画面のイメージ

県外本店建設業者の申請

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=nyssss&shinseiEdaban=03>

ふくおか電子申請サービスの利用者登録について

ふくおか電子申請サービスの利用者登録が必要です。未登録の場合は、手続きを行ってください。

⇒参考資料2 ふくおか電子申請サービス利用者登録の流れ

基本申請・枝番申請について（重要）

許可年月日が違う許可業種の指名を希望する場合、複数回に分けて申請する必要があります。（その許可年月日の業種すべてで指名希望しない場合は不要です。（下の例のR4.5.25））

下の例では、まず R2.3.10 許可の業種の指名希望の申請を行った後（基本申請）、新たな申請として R5.8.10 許可の業種の指名希望の申請を行う必要があります（枝番申請）。

※ 枝番申請は、基本申請から間を開けず、その日のうちに行ってください。

申請	許可年月日	許可区分	許可業種・指名希望業種			入力する内容	添付資料
1 基本申請	R2.3.10	一般	建 (希望)	大	内 (希望)	・業者名等（詳細） ・指名希望業種 ・担当者連絡先 ・社保加入状況等 ・地域貢献活動 ・障がい者雇用状況	必須
		特定	管 (希望)				
申請不要	R4.5.25	一般	と	鋼	—	—	
2 枝番申請	R5.8.20	特定	解 (希望)			・業者名等（簡略） ・指名希望業種	不要

11 添付書類の提出方法（重要）

申請書（事業者名や希望業種等を入力する様式）の提出はオンライン申請に限りますが、添付書類の提出はオンライン提出・郵送提出を選択できます。

※ オンラインと郵送が混在するような提出は禁止とします。例えば経審結果通知書はオンラインで提出し、納税証明書は郵送で提出するといった方法は認められません。

オンライン提出（推奨）

上記の申請書の電子申請後、続けて添付書類をオンライン提出するか郵送するかを選択する画面が表示されます。オンライン提出をする際は、そのままファイルの添付処理を行ってください。

⇒参考資料1 [ふくおか電子申請サービス申請画面のイメージ](#)

郵送提出

添付書類を郵送する場合は、以下の提出先にレターパックで送付してください。

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1丁目20-31 千代合同庁舎2階
経審・入札審査室 宛
TEL:092-292-5728

※封筒に「令和7年度名簿（県外）」、業者名、オンライン申請の受付番号を記入してください

⇒別紙2 [添付書類の郵送・持参提出の方法](#)

12 審査完了の連絡等について

県からは「申請受付票」「名簿掲載通知書」等の発行は行いませんが、以下のとおり、オンライン申請システムからメールが送信されます。（補正や職権訂正がなければ3回）

審査が完了したことの記録を残したいときは、審査完了のメールと申請書控え（システムの申請履歴から確認できます）を保存してください。

送信順	メール件名	説明
1	【R7 名簿受付】申請受付（自動送信メール1/3）	申請提出後、自動送信されます。
2	【R7 名簿受付】審査開始（自動送信メール2/3）	添付書類の到達確認後、自動送信されます。
2.1	【R7 名簿受付】補正のお願い（重要）	申請に不備があった場合、審査員から送信されます。速やかに対応してください。
2.2	【R7 名簿受付】職権訂正の連絡	軽微な不備を審査員が職権訂正した場合、審査員から連絡します。対応不要です。
3	【R7 名簿受付】審査完了（自動送信メール3/3）	審査完了後、自動送信されます。申請書控えとともに保存してください。

13 申請・審査完了後の変更等について

建設業者は、許可の申請事項に変更があったときは、建設業の変更届を提出しなければなりません。入札参加資格者名簿については、以下のとおり取り扱います。

なお、5年ごとの許可の更新で許可年月日が更新されただけの場合は、変更届の提出は不要です。

名簿作成前の変更（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

建設業者の基本情報の変更

業者名、所在地、代表者名等の基本情報に変更が生じた場合、この申請の再提出やこの申請の変更届の提出は不要です。

県が、名簿作成時点（令和7年3月末）での最新の情報を建設業許可システムから入手して反映させるためです。

ただし、令和6年度名簿（令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な現在公開中の名簿）に掲載されている事業者は、令和6年度名簿の変更届を提出してください。

指名希望業種の追加等の変更

新たに建設業許可の業種を追加した場合、指名希望業種の一部を取り下げたい場合、一般建設業・特定建設業の区分が変更された場合など指名希望業種の内容に変更があるときは、まずは、建築指導課建設業係に電話でご相談ください。

完了したオンライン申請の差し戻し等の処理を行います。

名簿公開後の変更（令和7年5月1日から令和8年3月31日まで）

名簿公開後は、変更届の提出がなければ入札参加資格者名簿の変更は行われません。以下の県ホームページでの案内に従い、変更届の提出を行ってください。

建設工事に係る指名願の変更届について（県ホームページでの案内）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensetukoujisimeihenkou.html>

建設工事入札参加資格者名簿の変更届（オンライン申請）

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=shimei&shinseiEdaban=01>

名簿公開後の変更（令和8年4月1日から令和8年4月30日まで）

令和8年4月1日から令和8年4月30日の間（令和7年度名簿が有効な最後の1か月間）は、原則として、令和7年度名簿の変更届の受付は行わないものとします。

県発注工事の契約等で不都合がある場合は、建築指導課建設業係にお尋ねください。

14 よくある質問

- ふくおか電子申請サービスの利用者登録ができません。
⇒ 「参考資料2 ふくおか電子申請サービス利用者登録の流れ」をご確認ください。
- 審査完了のメールが届きません。
⇒ 審査が完了している場合、ふくおか電子申請サービスにログイン後、[ご利用履歴を確認する]からシステムからの通知メールを確認できます。審査中の場合は、完了までお待ちください。
- 添付書類のオンライン提出で、地域貢献活動評価項目の確認書類が1枚しか添付できません。
⇒ 確認書類が複数ある場合は、1つのPDFファイルにまとめて添付してください。
- 紙申請のときにあった「受理票」に相当するものは送付されないのですか。
⇒ 「受理票」は送付しません。審査完了のメールと申請書の控えで確認してください。
また、名簿作成後も名簿登載についての個別の通知は行いません。[上記2の掲載先](#)から各自で、令和7年度名簿をご確認ください。
- 審査完了のメールの受領後、何か手続きは必要ですか。
⇒ 基本的には手続き不要ですが、指名希望業種の追加や削除の希望があるとき、申請を取り下げたいとき、建設業許可の状況に変更があったときなどは、建築指導課建設業係にご連絡ください。
- 誤った内容で申請してしまいました。取り下げるとは可能ですか。
⇒ 申請状態が「受付中」「補正指示」の場合は、申請の取り下げが可能です。
システムにログイン後、[申請履歴を確認する]ボタンをクリックし、申請履歴の検索結果から[詳細]を選択します。その後、画面下部の[申請取り下げ]を選択してください。

15 お問い合わせ先

問い合わせの内容	問合せ先	連絡先
申請方法等について	建築指導課建設業係	092-643-3719 keishin@pref.fukuoka.lg.jp
ふくおか電子申請サービスの利用者登録・操作説明などシステムに関すること	システム管理会社	0120-470-570
県の告示、要綱、その他の規定について	財産活用課調整係	092-643-3086
地域貢献活動評価項目の各評価項目について	それぞれの制度の担当部署にお問い合わせください。（例：「飲酒運転撲滅」の登録方法や取組実施の証明を受ける方法については、生活安全課交通安全係へ） 地域貢献活動評価項目についてのご案内	

別紙資料一覧

この「手引き」に収録している説明資料です。

別紙1 添付書類一覧表（県外建設業者）

別途提出する必要がある添付書類の一覧です。必ず確認してください。

別紙2 添付書類の郵送提出の方法

添付書類を郵送する場合の注意点について説明しています。

別紙3 建設業法に規定する業種、その内容と例示

福岡県発注工事における登録業種の一覧です。建設業法の29業種に対応しています。

別紙4 県土整備事務所・所轄一覧表

入札参加資格者名簿に登録される「所轄土木事務所」について説明しています。

別紙5 競争入札参加資格に係る福岡県告示（抜粋）

競争入札参加資格者名簿に載ることができる要件等を定めたものです

別紙6 業者等級別格付及び発注基準表

業種ごとの等級区分及び基準数値、工事請負標準額を定めたものです。

参考資料一覧

「手引き」とは別のファイルとして掲載している説明資料です。

参考資料1 ふくおか電子申請サービス申請画面のイメージ

ふくおか電子申請サービスの申請画面の見本と注意点を記載しています。

参考資料2 ふくおか電子申請サービス利用者登録の流れ

ふくおか電子申請サービスの利用者登録の方法がわからない場合、参照してください。

参考資料3 地域貢献活動評価項目の説明書類

主観点である地域貢献活動評価項目の各項目について確認を受ける方法を説明しています。

参考資料4 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱

総合数値が何点あれば等級がAになるか、などを確認したい場合は、こちらをご覧ください。

別紙1 添付書類一覧表（県外本店建設業者）

申請業種の確認関係

建設業許可通知書 ※提出不要

営業所一覧表 ※提出不要

経営事項審査の結果通知書の写し等 ※必須

経営事項審査の結果通知書を受領している場合

ア 経営事項審査結果通知書の写し

- ・建設業法第27条の29に基づく総合評定値が記載されたものであること。
- ・審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間の結果通知書であること。

経営事項審査の結果通知書を受領していない場合

イ 経営事項審査の申請書の副本（受付印等のある申請書控え）

- ・経審の申請書が適切に受理されたことが分かる申請書の控えのこと。
- ・審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間の副本であること。
- ・「経営規模等評価等対象建設業」並びに「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金加入の有無」の項目を確認する必要があるため、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14）」及び「その他の審査項目（社会性等）（別紙3）」の写しを必ず提出すること。
- ・経審のオンライン申請をした場合は、上記に対応する部分の写しを添付すること。

（申請する業種の）工事経歴書（直前決算1年分）※必須

- ・「（決算後）変更届書」の様式第2号と同じもの。
- ・工事実績がない場合も、申請する業種に係る工事経歴書の提出が必要。
- ・申請しない業種は添付不要。

各種納税義務を履行していることの確認関係

□ 福岡県納税証明書（未納がないことの証明書） ※該当する場合

- ・福岡県内に支店を有する場合など、福岡県に納税義務がある事業者は必ず提出すること。
- ・各県税事務所が発行した県税に未納のないことの証明書を提出すること。
- ・発行後3か月以内のもの。写し（コピー）でもよい。

□ 消費税等納税証明書（未納がないことの証明書） ※必須

ア （様式その3）「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明書

イ （様式その3の2）（個人用）「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明書

ウ （様式その3の3）（法人用）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明書

- ・ア、イ、ウが提出できない者は「様式その1（納税額等証明書）」でもよいが、証明書において「未納額が0円」である旨が明記されていることが必要。
- ・免税業者で申告・納税を行っていない者は、その理由書（様式任意）を提出すること。
- ・発行後3か月以内のもの。写し（コピー）でもよい。
- ・（参考）納税証明書のオンライン請求等について、ご案内します。 [\[国税庁ホームページ\]](#)

社会保険の加入状況の確認関係 ※提出不要

- ・各種領収書等の書類は、提出不要とする。

個人住民税の特別徴収の実施状況関係

□ 個人住民税特別徴収の領収書等 ※特別徴収義務者の場合

- ・個人住民税の特別徴収制度の詳細についてはこちらをご覧ください。 [\[県ホームページ\]](#)
- ・福岡県内の市町村において特別徴収を実施している場合、いずれかの資料を提出すること。
- ・複数の市町村で特別徴収を実施している場合、対象者が最も多い市町村のものだけでよい。
- ・従業員のマイナンバーが記載されている場合、その部分は取り除くか黒塗りにすること。

ア 直近の領収書の写し

イ 直近の個人住民税特別徴収税額決定通知書等の写し

地域貢献活動評価項目の評定関係

地域貢献活動評価申請書（確認書等） ※該当する大臣業者

- ・地域貢献活動の評価制度の詳細についてはこちらをご覧ください。[[県ホームページ](#)]
- ・支店登録を行わない事業者は、制度の対象外であるため提出不要。
- ・添付する資料については、参考資料3「地域貢献活動評価項目一覧表」を参考にすること。
- ・事前に確認（受付印）が必要なものは、担当部署に手続きを行うこと。

障がい者雇用状況に係る添付書類 ※該当する場合

- ・障がい者雇用状況の報告義務がある事業主とは、常用労働者数が40.0人以上の事業主のこと

※ 障がい者雇用状況の数値を入力する欄については、特に誤りが多いので、申請様式上の説明をよく読み、入力誤りがないように注意してください。

障がい者雇用状況の報告義務がある事業主の場合

ア 障害者雇用状況報告書

- ・直近の6月1日現在で、主たる営業所（本社）の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の「事業主控え」の写し（公共職業安定所の受付印は不要）
- ・障がいのある方を雇用されていない場合も、写しを提出すること。

障がい者雇用状況の報告義務がない事業主の場合

ア 雇用している障がいのある方の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 障がいのある方を雇用していることを証する書類（雇用している障がいのある方の健康保険被保険者証、または賃金台帳+出勤簿の写し等）

- ・経営事項審査の審査基準日（令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間）現在において障がいのある方を1人以上雇用している場合、上記の書類を提出すること。

その他

委任状 ※代理人が申請する場合

- ・行政書士等の代理人が申請する場合は提出すること。

別紙2 添付書類の郵送提出の方法

提出先

〒812-0044
 福岡県福岡市博多区千代1丁目20-31千代合同庁舎2階
 経審・入札審査室 宛
 TEL:092-292-5728

注意事項

- 添付書類を郵送する場合、申請情報の送信後、速やかに郵送してください。
- レターパック封筒に、「令和7年度名簿（県外）」、業者名、オンライン申請の受付番号を記入して送付してください
- 審査室に届いた添付書類とオンライン申請を突合するため、オンライン申請送信後、システムから申請書控えを印刷し、送付する書類に添付してください。申請書控えの印刷方法は次の①、②のいずれかにより可能です。

送信完了画面から申請書控えを印刷する方法

送信完了

- 申請書の送信が完了しました。
- この申請に関する審査状況などは、「申請履歴」のページからご確認ください。
- お問い合わせの際には「受付番号」が必要となりますので、念のためこのページを印刷
- なお、このページの情報はメールでもお知らせします。

申請先	福岡県
手続名	テスト用【令和7年度名簿定期受付】建設工事競争入札

受付結果

受付日時	
受付番号	

申請書の控えをダウンロードします

このページを印刷します

送信完了後、[申請書控え保存]をクリックすると、申請書控えをダウンロードできます。

申請書控えを印刷し、郵送で添付書類を提出するレターパックに同封してください。

令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格審査申請（福岡県知事許可業者）定期受付	
申請情報	
受付番号	100754462
申請日	令和06年06月13日
申請の種類	基本申請（社審申請なし）
	基本申請の受付番号
建設業者の基本情報	
法人・個人の別	●法人 <input type="radio"/> 個人
法人番号	6000020400009
商号	サンプルケンセツ （株）サンプル建設
代表者名	福岡 千代子
支店の有無	●支店あり <input type="radio"/> 支店なし
支店所在地	〒8120044
本店所在地	福岡県福岡市博多区東公園7-7ふくおかビル7F
名簿登録電話番号	
許可年月日等の通知	許可年月日 令和3年6月23日
登録種別	<input type="checkbox"/> 土木工事業 <input type="checkbox"/> 建築工事業 <input type="checkbox"/> 大土木工事業 <input type="checkbox"/> 左記工事業 <input type="checkbox"/> とび・土工工事業 <input type="checkbox"/> 石工事業 <input type="checkbox"/> 屋根工事業 <input type="checkbox"/> 電気工事業 <input type="checkbox"/> 管工事業 <input type="checkbox"/> タイル・レンガ・ブロック工事業 <input type="checkbox"/> 鋼構造造物工事業 <input type="checkbox"/> 舗装工事業 <input type="checkbox"/> しゅんせつ工事業 <input type="checkbox"/> 振金工事業 <input type="checkbox"/> ガラス工事業 <input type="checkbox"/> 塗装工事業 <input type="checkbox"/> 防水工事業 <input type="checkbox"/> 内装仕上工事業 <input type="checkbox"/> 機械器具設置工事業 <input type="checkbox"/> 熱絶縁工事業 <input type="checkbox"/> 電気通信工事業 <input type="checkbox"/> 造園工事業 <input type="checkbox"/> 井・さく井工事業 <input type="checkbox"/> 員工建築工事業 <input type="checkbox"/> 水道施設工事業 <input type="checkbox"/> 消防施設工事業 <input type="checkbox"/> 清掃施設工事業 <input type="checkbox"/> 解体工事業
登録種別	<input type="checkbox"/> 屋架工事業 <input type="checkbox"/> 電気工事業 <input type="checkbox"/> 管工事業 <input type="checkbox"/> タイル・レンガ・ブロック工事業 <input type="checkbox"/> 鋼構造造物工事業 <input type="checkbox"/> 舗装工事業 <input type="checkbox"/> しゅんせつ工事業 <input type="checkbox"/> 振金工事業 <input type="checkbox"/> ガラス工事業 <input type="checkbox"/> 塗装工事業 <input type="checkbox"/> 防水工事業 <input type="checkbox"/> 内装仕上工事業 <input type="checkbox"/> 機械器具設置工事業 <input type="checkbox"/> 熱絶縁工事業 <input type="checkbox"/> 電気通信工事業 <input type="checkbox"/> 造園工事業 <input type="checkbox"/> 井・さく井工事業 <input type="checkbox"/> 員工建築工事業 <input type="checkbox"/> 水道施設工事業 <input type="checkbox"/> 消防施設工事業 <input type="checkbox"/> 清掃施設工事業 <input type="checkbox"/> 解体工事業
指名希望業種の確認	指名希望業種について、内容に相違ありません。 ■上記について確認・宣誓します。

申請履歴から申請書控えを印刷する方法

ログイン中: サンプル 様 パスワード変更 利用者情報変更 ログアウト

申請サービス

や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

サービスに関するお問い合わせはこちら

申請先の選択 (トップページ) 手続の選択 手続案内 申請書入力 申請完了

お知らせ

2024年06月03日 システム管理者
2024年6月17日 定期メンテナンス実施の
2024年05月27日 システム管理者
【電子申請】GビジネスID (デジタル庁) の

システムにログイン後 (ID とパスワードを入力後)、トップページから申請履歴の「詳細」をクリックする。

受付番号	申請日	手続名	手続案内	提出先	本人区分	通書	申請状況	詳細
100754462	2024年06月13日	テスト用【令和7年度名簿定期受付】建設工事競争入札参加資格審査申請 (福岡県知事許可業者)	手続案内	福岡県	本人	-	受付中	詳細
100753819	2024年06月13日	テスト用【令和7年度名簿定期受付】建設工事競争入札参加資格審査申請 (福岡県知事許可業者)	手続案内	福岡県	本人	-	受付中	詳細

「申請履歴」をすべて表示

詳細

- 選択された申請書に関する詳細を表示しています。
- 申請書の内容や審査状況をご確認いただけます。

申請先	福岡県
手続名	テスト用【令和7年度名簿定期受付】建設工事競争入札参加資格審査申請 (福岡県知事許可業者)

現在の申請の取り扱い状況です。

申請状態

申請書	表示
-----	----

選択された申請の基本情報

基本情報

申請日時	2024年06月13日
受付番号	100754462
申請者名	サンプルケンセツ (株) サンプル建設

あなたが指定された申請の手続方法です。

申請手続方法

本人区分	本人
------	----

ボタンを押すことで申請済みの情報表示ができます。

情報表示

申請書	テスト用【令和7年度名簿定期受付】建設工事競争入札参加資格審査申請 (福岡県知事許可業者)	表示
-----	---	----

申請書の[表示]をクリックすると、申請書控えをダウンロードできます。

令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格審査申請 (福岡県知事許可業者) 定期受付

申請情報	受付番号: 100754462
申請日	令和06年06月13日
申請の種類	基本申請 (秋番申請なし) 基本申請の受付番号

建設業者の基本情報

法人・個人の別 法人 個人

法人番号: 6000020400009

商号: サンプルケンセツ (株) サンプル建設

代表者名: 福岡 千代子

支店の有無

本店所在地: 名簿登録電話番号

許可年月日等の詳細

許可年月日: 令和03年06月3日

申請書控えを印刷し、郵送で添付書類を提出するレターパックに同封してください。

指名希望業種の確認

指名希望業種について、内容に相違ありません。
■上記について確認・宣誓します。

別紙3 建設業法に規定する業種、その内容と例示

区分	略号	工事種類	工事内容	工事の例
01	(土)	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
02	(建)	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
03	(大)	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	(左)	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	(と)	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外溝工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
06	(石)	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
07	(屋)	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
08	(電)	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
09	(管)	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事 水洗便所設置工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	(タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル(張り)工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	(鋼)	鋼構造物工事業	形構、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、間問、水門等の門扉設置工事
12	(筋)	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	(舗)	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルトコンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事

別紙3 建設業法に規定する業種、その内容と例示

区分	略号	工事種類	工事内容	工事の例
14	(しゅ)	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	(板)	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	(ガ)	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	(塗)	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	(防)	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	(内)	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上を行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	(機)	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設備工事、立体駐車設備工事
21	(絶)	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	(通)	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	(園)	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	(井)	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	(具)	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	(水)	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	(消)	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	(清)	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	(解)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

別紙4 県土整備事務所・所轄一覧表

以下は、支店登録を行う大臣業者のみが対象。その他の県外本店業者は全て「県外」となります。

コード (参考)	県土整備 事務所名	[所轄]	管轄市町村
01	福岡	[福岡] (旧福岡土木事務所の所轄)	福岡市(東区・中央区・城南区・早良区の全部の区域。 博多区・南区・西区の大部分の区域)古賀市、糟屋郡
02	久留米	[久留米]	久留米市、小都市、うきは市、三井郡
03	南筑後	[柳川] (旧柳川土木事務所の所轄)	柳川市、大川市、みやま市、三潨郡
04	直方	[直方]	直方市、宮若市、鞍手郡
05	京築	[行橋] (旧行橋土木事務所の所轄)	行橋市、京都郡
06	福岡	[前原] (旧前原土木事務所の所轄)	糸島市、福岡市(西区の一部の区域)
07	朝倉	[朝倉]	朝倉市、朝倉郡
08	八女	[八女]	八女市、筑後市、八女郡
09	北九州	[八幡]	北九州市(八幡東区、八幡西区)
10	北九州	[若松]	北九州市(若松区)
11	北九州	[小倉]	北九州市(小倉北区、小倉南区)
12	北九州	[門司]	北九州市(門司区)
13	北九州	[戸畑]	北九州市(戸畑区)
14	北九州	[中遠]	中間市、遠賀郡
15	田川	[田川]	田川市、田川郡
16	飯塚	[飯塚]	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
17	那珂	[那珂]	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、 福岡市(博多区と南区の一部の区域)
18	南筑後	[大牟田] (旧大牟田土木事務所の所轄)	大牟田市
19	京築	[豊前] (旧豊前土木事務所の所轄)	豊前市、築上郡
20	北九州	[宗像] (旧宗像土木事務所の所轄)	宗像市、福津市

※福岡市の管轄県土整備事務所及び[所轄]については、非常に複雑なので、福岡市(特に博多区、南区、西区)に登録営業所がある事業者は次ページをご覧ください、よくご確認ください。

※以下の県土整備事務所は複数の[所轄]があるので注意してください。

福岡県土整備事務所 …………… [福岡][前原]
 南筑後県土整備事務所 …………… [柳川][大牟田]
 京築県土整備事務所 …………… [行橋][豊前]
 北九州県土整備事務所 …………… [八幡][若松][小倉][門司][戸畑][中遠]

別表1 福岡市に登録営業所がある事業者の県土整備事務所・所轄の一覧

区名	区域	県土整備事務所名	[所轄]
東区	全ての区域	福岡県土整備事務所	[福岡]
中央区			
城南区			
早良区			
博多区	大部分の区域	福岡県土整備事務所	[福岡]
	一部の区域(下表)	那珂県土整備事務所	[那珂]
南区	大部分の区域	福岡県土整備事務所	[福岡]
	一部の区域(下表)	那珂県土整備事務所	[那珂]
西区	大部分の区域	福岡県土整備事務所	[福岡]
	一部の区域(下表)	福岡県土整備事務所	[前原]

別表2 博多区・南区・西区の「一部の区域」

那珂県土整備事務所				福岡県土整備事務所	
所轄[那珂]				所轄[前原]	
博多区		南区		西区	
金の隈※	1～2丁目	高木	1～3丁目	横浜	3丁目
西月隈	1、3～6丁目	五十川	1～2丁目	大字女原	
井相田	1～3丁目	井尻	1～5丁目	北原	2丁目
東光寺町	1～2丁目	折立町		大字周船寺	
那珂	1～6丁目	横手	1～4丁目	周船寺	1～3丁目
東那珂	1～3丁目	横手南町		大字飯氏	
竹下	1～7丁目	的場	1～2丁目	大字千里	
板付	1～7丁目	臼佐	1～5丁目	大字宇田川原	
三筑	1～2丁目	向新町	1～2丁目	田尻東	1～4丁目
諸岡	1～6丁目	警弥郷	1～3丁目	田尻	1～3丁目
大字板付		柳瀬	1～2丁目	富士見	1～3丁目
麦野	1～6丁目	弥永	1～5丁目	泉	1～3丁目
東雲町	1～4丁目	弥永団地	1～3丁目	丸川	1～2丁目
春町	1～3丁目			大字太郎丸	
西春町	1～4丁目			太郎丸	1～4丁目
光丘町	1～3丁目			元浜	1～4丁目
新和町	1～2丁目			大字桑原	
昭南町	1～3丁目			大字元岡	
元町	1～3丁目			大字宮浦	
竹丘町	1～3丁目			大字小田	
寿町	1～3丁目			大字草場	
相生町	1～3丁目			大字西浦	
南八幡町	1～2丁目			大字玄界島	
南本町	1～2丁目			大字小呂島	
銀天町	1～3丁目			学園通	1～3丁目

※博多区金の隈1丁目～2丁目については、一般国道3号以西の区域が那珂県土整備事務所の管轄

別紙5 競争入札参加資格に係る福岡県告示

福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（抜粋）

令和5年12月26日
福岡県告示第805号

- 第1 競争入札に参加することができない者
- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ1に該当する者を除く。）
 - 4 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - 5 県外の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - 6 消費税及び地方消費税に未納のある者
 - 7 福岡県税に未納のある者
 - 8 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの
 - 9 建設工事については、法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
 - 10 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 第2 入札参加資格
- 1 建設業者の場合
 - (1) 別記に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案し、次に掲げるところにより、等級別に格付し、各等級に対応する工事について入札に参加する者を定める。
 - ア 土木一式工事については、A等級からD等級まで
 - イ 建築一式工事については、A a等級からD等級まで
 - ウ 舗装工事については、A等級からC等級まで
 - エ 電気工事及び管工事については、A等級からD等級まで
 - オ その他の専門工事については、A等級からD等級まで
 - (2) (1)により格付された業者であっても、事情により、その上下の等級に係る競争入札に参加させることがある。
 - (3) 等級の格付決定後、組織変更等により事業を承継した場合は、当該等級を承継することができる。
- (略)
- 第3 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後において最初に到来する4月末日までとする。
- 第4 入札参加資格審査申請の方法
入札参加資格審査申請の方法及び申請の時期は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するものとする。
- 第5 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- 別記
- 1 客観的事項の審査基準
法第27条の23第3項の規定により、国土交通大臣が定めた審査の基準による。（後略）
(略)
 - 2 主観的事項の評定
工事成績、信用度等により行うものとする

別紙6 業者等級別格付及び発注基準表

(1) 土木一式工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
A	940点以上	5,000万円以上
B	720点以上～940点未満	2,000万円以上～5,000万円未満
C	550点以上～720点未満	500万円以上～2,000万円未満
D	550点未満	500万円未満

(2) 建築一式工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
A a	820点以上	15,000万円以上
A	700点以上～820点未満	9,000万円以上～15,000万円未満
B	610点以上～700点未満	4,500万円以上～9,000万円未満
C	520点以上～610点未満	1,200万円以上～4,500万円未満
D	520点未満	1,200万円未満

(3) 舗装工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
A	870点以上	2,000万円以上
B	660点以上～870点未満	500万円以上～2,000万円未満
C	660点未満	500万円未満

(4) 電気工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
A	710点以上	3,000万円以上
B	610点以上～710点未満	1,000万円以上～3,000万円未満
C	520点以上～610点未満	400万円以上～1,000万円未満
D	520点未満	400万円未満

(5) 管工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
A	710点以上	3,000万円以上
B	600点以上～710点未満	1,000万円以上～3,000万円未満
C	500点以上～600点未満	400万円以上～1,000万円未満
D	500点未満	400万円未満

(6) 専門工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額
等級	資格審査による総合数値	
A	670点以上	1,200万円以上
B	580点以上～670点未満	600万円以上～1,200万円未満
C	500点以上～580点未満	200万円以上～600万円未満
D	500点未満	200万円未満